

令和5年3月

第5次境港市地域福祉活動計画

(令和5年度～令和9年度)

「助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち」



社会福祉法人
境港市社会福祉協議会

目 次

第1章 境港市地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 地域福祉活動計画とは	1
2. 計画策定の目的	1
3. 地域福祉計画との関係	2
4. 計画策定の方針	3
5. 計画の期間について	3
6. 計画の進行管理	3

第2章 地域福祉活動の現状と課題

1. 第4次境港市地域福祉活動計画の実績・評価	4
2. 境港市の現状	7
①人口と世帯数の推移	7
②境港市の自治会加入率の推移	8
③高齢者の現状	9
(1)一人暮らし高齢者、高齢者世帯の推移	9
(2)介護保険制度における第1号被保険者、要介護認定者の推移	10
④障がいのある人の状況	11
⑤子どもの状況	12
(1)合計特殊出生率の推移	12
(2)就学前児童数の推移	12
(3)保育園利用状況の推移	13
⑥生活保護世帯の推移	13
⑦資金貸付事業及び福祉サービス利用援助事業の利用状況	14
⑧ボランティア活動団体等登録数の推移	15
⑨一人暮らし高齢者等食事サービスの推移	16
⑩高齢者ふれあいの家の推移	17
⑪ふれあい総合相談センター（相談分野別）の推移	18
3. 地域福祉活動の課題	19

第3章 地域福祉活動計画

1. 基本理念	21
2. 基本目標	21
1) だれもが安心できる福祉サービス	21
2) 安心して暮らせる地域づくり	22
3) 地域福祉を推進する人づくり	22
3. 計画の体系図	23

4. 実施計画

基本目標1 だれもが安心できる福祉サービス

- (1)ふれあい総合相談センター事業の推進・・・・・・・・・・ 24
- (2)福祉サービスを利用するための相談・支援体制の充実・ 24
- (3)生活支援活動（資金貸付事業等）の推進・・・・・・・・・・ 25
- (4)高齢者の運動習慣・体力維持（介護予防）の推進・・・・ 25

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

- (1)小地域福祉活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (2)地域での見守り・支え合い活動の推進・・・・・・・・・・ 27
- (3)高齢者・障がい者関係団体の活動支援・・・・・・・・・・ 27
- (4)子育て環境の整備促進と子育て事業への支援・・・・・・・・ 28
- (5)地区社協との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

基本目標3 地域福祉を推進する人づくり

- (1)福祉意識の醸成・啓発と福祉に関する情報発信・・・・ 29
- (2)ボランティア活動の推進と福祉人材の育成・・・・・・・・ 30

<資料編>

- 第5次境港市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿・・・・ 31
- 境港市地域福祉活動計画策定委員会の開催・・・・・・・・・・ 32
- 福祉ワークショップの開催（市内7地区）・・・・・・・・・・ 32
- 福祉ワークショップ主な意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1章 境港市地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 地域福祉活動計画とは

「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、また、障がいのある人もない人も、誰もが自分らしく、誇りをもって地域の一員として自立した生活ができるようみんなで支え合い・助け合う地域社会をつくっていくことです。

そうした“支え合う社会”をめざして、社会福祉協議会をはじめ、地域住民や民生児童委員協議会、社会福祉事業者、各種福祉団体、ボランティアなどが一緒になって、民間サイドから福祉のまちづくりを進めるための活動・行動の計画を定めたものが「地域福祉活動計画」です。

☆社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉を推進することを目的とする福祉団体として位置づけられています。

2. 計画策定の目的

境港市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、平成30年度から平成34年度（令和4年度）までの5年間を期間とする第4次境港市地域福祉活動計画（以下「第4次活動計画」という。）を策定し、「助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち」を基本理念に、地域福祉の推進を図ってまいりました。

しかしながら、この間、少子高齢化・人口減少の進展など社会や生活環境がめまぐるしく変化していくなかで、貧困・格差、引きこもり・孤立、虐待・DVなど様々な課題が深刻化・複雑化するとともに、日々の暮らしにおいて、個人や家族の力だけでは、解決が困難な生活課題や既存の制度や施策だけでは補うことができない新たな福祉ニーズが顕在化してきています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、住民相互の支え合い活動の大きな制約となりました。

このような状況を踏まえ、行政や福祉事業者・団体はもとより、地域住民一人ひとりが、福祉を自分達の問題として考えながら、地域の実情に応じたきめ細かい活動を展開し、多様な福祉課題の解決を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活をおくることのできる社会の構築を目指し、第5次境港市地域福祉活動計画（以下「第5次活動計画」という。）を策定します。

3. 地域福祉計画との関係

地域福祉計画は、社会福祉法第107条において市町村が地域福祉の推進に関する事項として「福祉サービスの適切な利用の推進」や「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」などの事項を定めたもので、住民参加を基に地域の関係団体・事業者等と、官民（公的団体を含む）の協働によって福祉の向上を総合的、計画的に推進するための行政計画です。

境港市においても「第4期境港市地域福祉計画」（令和5～9年度）が策定されます。

第5次活動計画は、境港市の地域福祉に関する計画である「第4期境港市地域福祉計画」（境港市が策定 計画期間：令和5～9年度）と連携する計画として策定し、また、境港市が策定している「境港市まちづくり総合プラン」や、他の関連計画（「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画」）との連携と整合性の確保にも留意しながら策定します。

年度 団体	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
社会福祉協議会	第4次活動計画			第5次境港市地域福祉活動計画				
境港市	第3期福祉計画			第4期境港市地域福祉計画				
	第8期高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画							
	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画							
	境港市まちづくり総合プラン(第10次)							

【社会福祉協議会の計画】

「第5次境港市地域福祉活動計画」

令和5年度～令和9年度

【境港市の計画】

「境港市まちづくり総合プラン(第10次総合計画)」

令和4年度～令和8年度

「第4期境港市地域福祉計画」

令和5年度～令和9年度

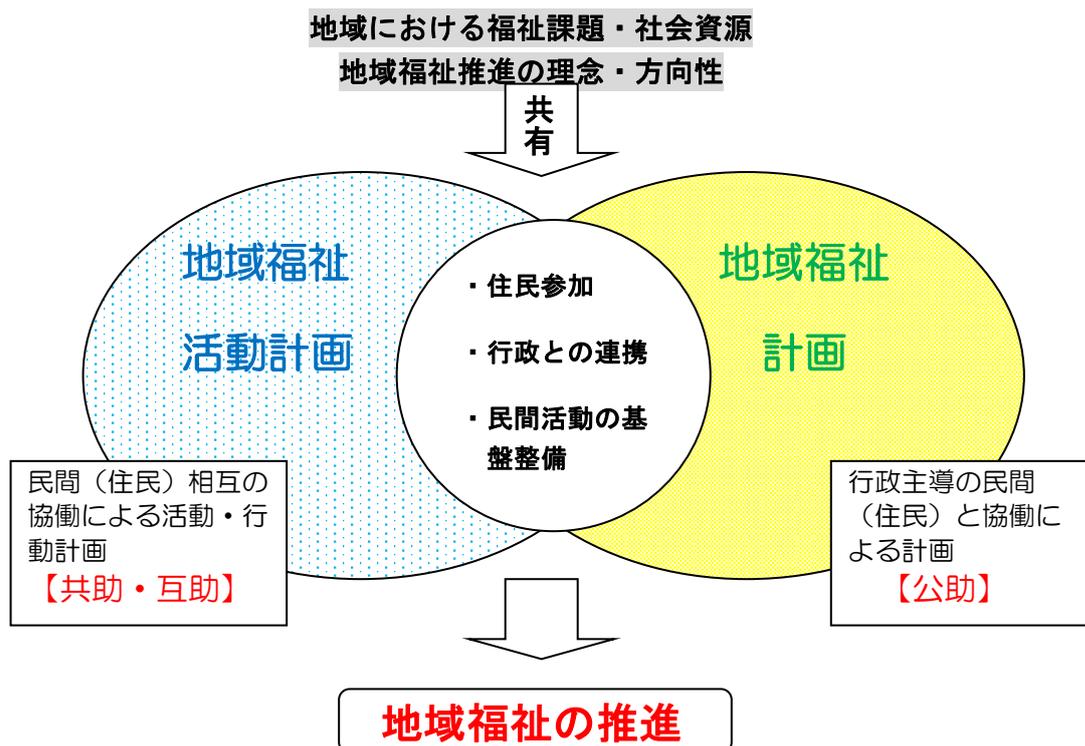
「第8期境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

令和3年度～令和5年度

「第6期境港市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」

令和3年度～令和5年度

【「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」の連携】



4. 計画策定の方針

活動計画を策定するにあたっては、市社協の理事及び評議員を委員とする境港市地域福祉活動計画策定委員会を設置し、地域福祉に携わる幅広い分野の皆様からご意見やご提言をいただきました。

また、市内7カ所で開催した福祉ワークショップでの住民や地域で福祉活動を行っている方々のご意見など、地域の声の反映を図りました。

5. 計画の期間について

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5カ年とします。

6. 計画の進行管理

この計画を推進するため、社会情勢の変化や境港市地域福祉計画との整合性を図り、境港市と連携し、必要に応じ実施状況の点検・実施計画等の見直し等を行い、効率的・効果的な進行管理を行います。

また、計画の最終年度には、個別の実施計画について、実施状況の点検、評価を行い、次期活動計画策定に向けての資料とします。

第2章 地域福祉活動の現状と課題

1. 第4次境港市地域福祉活動計画の実績・評価

第4次活動計画では「福祉サービスの提供者、ボランティア、地域住民すべてが互いに協力し、地域で支援を必要とする人の相談・支援体制の充実を進めるとともに、地域での見守り・助け合う仕組みづくりを目指す」ことを基本理念として、3つの基本目標（37項目の実施計画）を設定し取り組んできました。

【実績・評価】

基本目標1 だれでも安心できる福祉サービス

『ふれあい総合相談センター事業』として、弁護士、司法書士による法律相談と市社協職員が受ける福祉相談を実施しています。弁護士相談は月2回、司法書士相談は月1回開設し、また福祉相談は、随時受け付け・対応しており、いずれも地域の身近な相談の場として広く利用されています。

『福祉サービス利用の相談支援体制の充実』では、「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」として、主に地域で日常生活に不安を抱えている高齢者や障がいのある人に対し、金銭管理を中心に生活支援を、また「成年後見事業」として、法人後見制度を取り入れ、対象者の財産管理と身上監護を、さらに「障がい者相談支援事業」として、福祉サービス利用計画の作成により暮らしの支援をそれぞれ継続して行いました。

『生活支援活動（資金貸付事業）』の内、「生活福祉資金の貸付」は、コロナ関連の貸付制度が創設されたことにより件数減となりましたが、「生活困窮者自立支援事業」は、コロナ関連の貸付の利用者が支援の対象者として加わったことから件数が大きく増加しました。また、緊急・一時的な小口貸付である「社会福祉資金貸付」の件数は横ばいとなっています。なお、緊急食糧支援事業（フードエイド）や、困窮者に対する現物支援制度（えんくるり事業）にも継続的に取り組んだほか、中高生の制服リユース、夏季・冬季生活困窮者助け合い事業も開始しました。

『高齢者の運動習慣・体力維持の推進』として実施している、介護予防「筋力向上トレーニング」、「通所型サービス」の各事業は、新型コロナウイルスの感染予防として、ソーシャルディスタンスを確保するなど対策を講じながら教室開催を続け、高齢者の身体機能・生活機能の維持改善に努めてきたところです。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

各地区社協が中心になって実施いただいている「高齢者ふれあいの家事業」「高齢者食事サービス事業」の支援として、各事業に携わっておられる援助員や協力員等を対象に開催していましたレクリエーション講座や献立研修会は、新型コロナウイルスの感染拡大以降、中止しています。

『地域での見守り・支え合い活動の推進』では、見守り活動等の支援計画が未策定となっておりますが、この間、生活支援コーディネーターを増員し、生活支援体制整備事業の充実を図ったところです。コーディネーターは、支え合いマップ作成についての講習・指導や移動販売車などによる買物支援の取り組みのお手伝い、ふれあいサロンの開設等の助言など、積極的に地域、現場に出向き、それぞれの地域の実情にそった支え合い活動が展開できるよう取り組んでいます。なお、サロンについては、運営費の助成も行っています。民生児童委員協議会との連携としては、市社協が事務局業務を担い、情報共有を図るとともに、一人暮らしの高齢者世帯などへ非常持ち出しセットの配布を行いました。また、地域包括支援センターとも、恒常的に連絡・協議を重ねながら事業に取り組んでまいりました。

『高齢者・障がい者関係団体の活動支援』では、境港市ことぶきクラブ連合会など計4団体の事務局を務めるとともに活動助成金を交付しそれぞれの組織強化、育成を支援しております。また、福祉団体をはじめ、市民の地域交流、研修会の参加などに広く利用されている「福祉バス運行事業」は、令和2年度、3年度に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、大幅に利用件数が減少しましたが、現在、徐々に回復しつつあります。

『子育て環境の整備促進と子育て事業への支援』として、ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を助成し、子育てを支援してきたほか、市内の保育園・幼稚園へ児童図書のご贈呈も毎年実施いたしました。

『地区社協との連携』では、地区社協会長連絡会を毎月開催し、地区社協間での情報の共有化を図っています。また地域福祉の中心として行う福祉活動や地域の実情に沿った独自活動を展開していただくための助成、共同募金の配分なども行っています。各地区で工夫を凝らしながら実施している「高齢者食事サービス」の助成は、一時期休止しておりましたが、令和5年1月から再開しました。これまで地区ごとに開催(令和2年度、3年度は中止)していました「敬老会」行事は、令和4年度については、オープン間もない「市民交流センター」を会場に、市内全地区合同で同時開催することとし、準備を進めておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け中止となったところです。

基本目標3 地域福祉を推進する人づくり

『福祉意識の醸成・啓発と福祉に関する情報発信』では「学校の福祉教育の推進」として、境港総合技術高校において、高齢者疑似体験を実施しているほか、「福祉現場の体験機会の提供」として高校生が福祉施設等で実際にボランティア活動を行う体験事業を実施し福祉意識の醸成に努めています。また、令和2年度から“いきいき浜っ子祭”に代わるイベントである“ふれあいプラススポーツ体験会”や“夢みなと子どもまつり”の開催を通して、障がい者等への理解を深めたり福祉意識の向上を図りました。なお、夢みなと子どもまつり”は令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染予防のための代替え事業として園児のイラストコンテストや作品展を実施しています。

あわせて、市民福祉大会や福祉文化祭を通じ、福祉意識の醸成・啓発を行うとともに、毎月発行の広報紙「こだま」やホームページによる情報発信も継続しております。

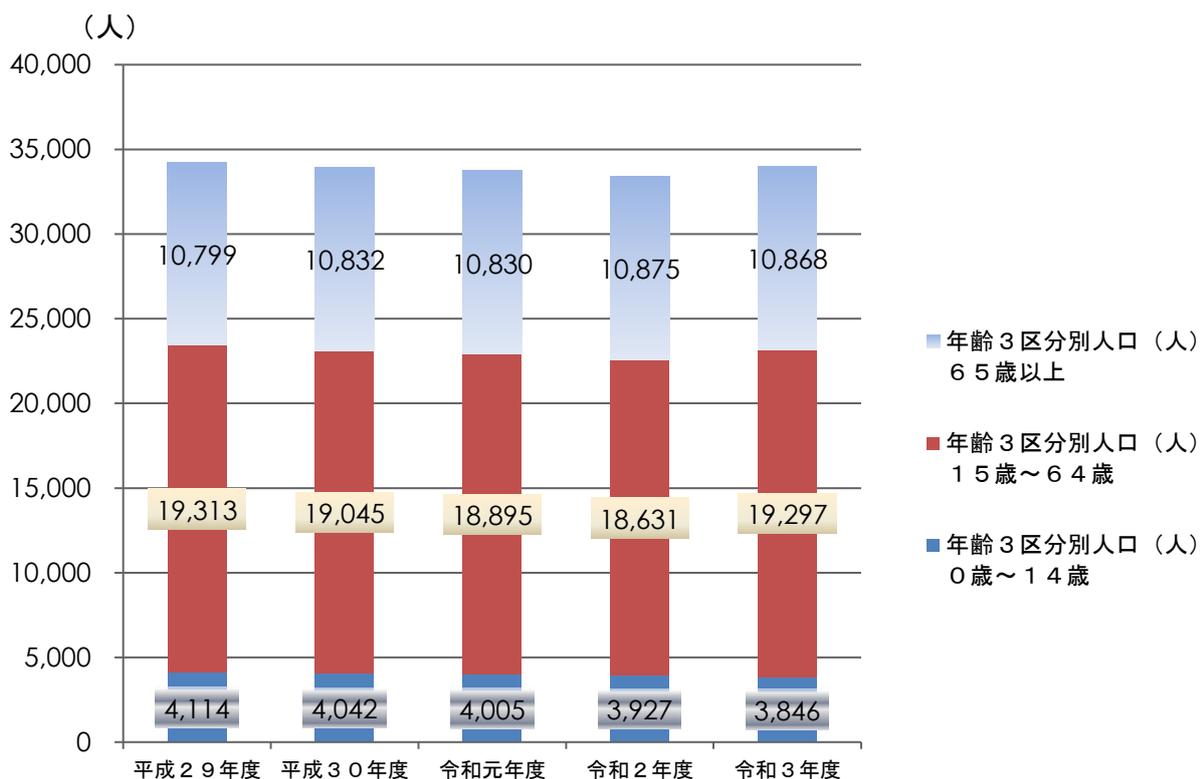
『ボランティア活動の推進と福祉人材の育成』では、「ボランティアの研修会」として、手話講座やボランティア入門講座を開催し、「ボランティア活動保険加入支援」として、損害賠償保険の掛金助成を行い、ボランティアの育成・支援を図っています。「市民総合ボランティアセンター」は令和元年10月に市社協が設置主体となり運営を担っており、また、「災害時のボランティア活動の推進」については、大規模災害発生時等に必要に応じて市社協が設置する「災害ボランティアセンター」が有効に機能するよう職員が実務研修を受講したほか、平成30年7月豪雨(西日本豪雨)の際は職員を派遣し、実際の避難所運営に携わったところです。

2. 境港市の現状

① 人口と世帯数の推移

境港市の人口は、昭和55年の国勢調査以降、約37,000人余りで推移してきました。しかし、近年はやや減少傾向が続いており、住民基本台帳の統計においては、外国人を含めた人口も平成30年度は34,000人を割り込みました。

出生数などから15歳未満の人口は毎年減少していますが、逆に65歳以上人口は増加しています。令和3年度においては人口に占める65歳以上の割合が約33%となっており高齢化が一段と進んでいます。ここ5年間の世帯数は約15,200世帯でほぼ横ばいですが、核家族化と少子化の影響から1世帯当りの人数は年々減少しています。



〇市の人口及び世帯数の推移

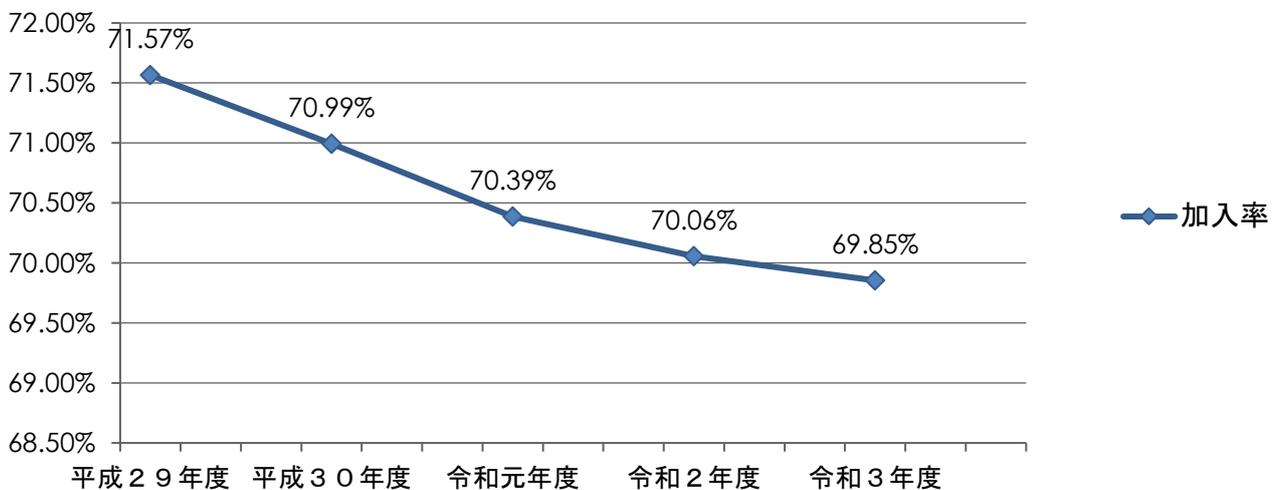
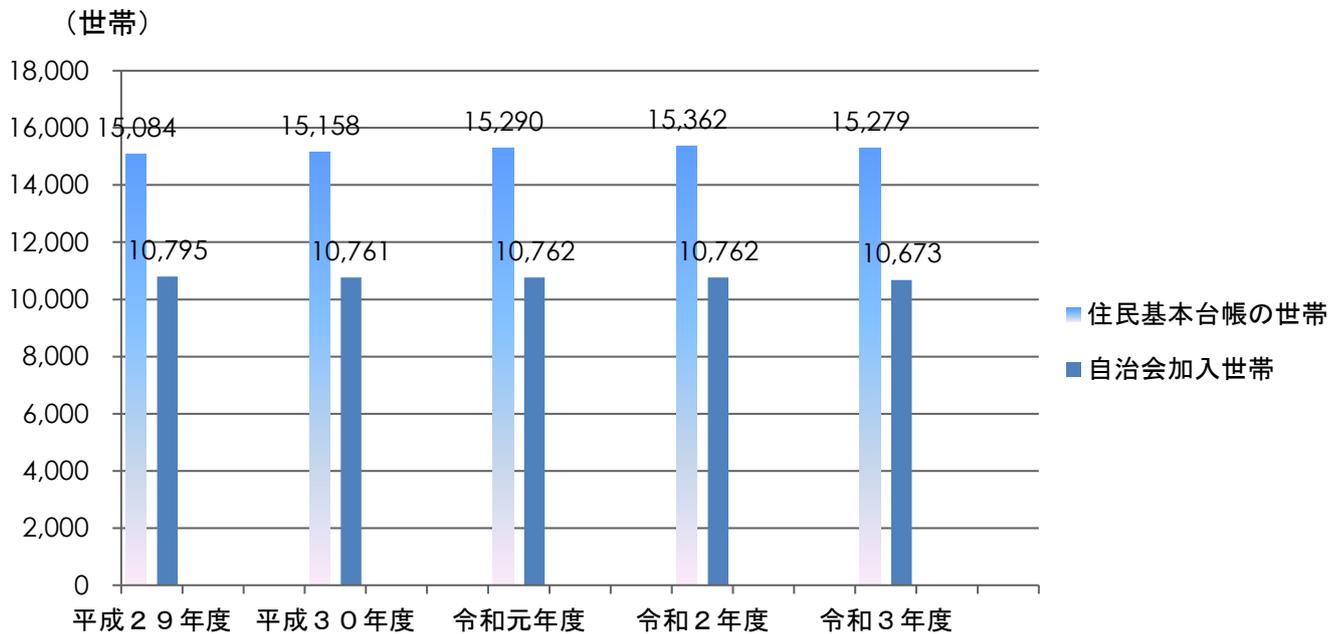
		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
人 口(人)		34,226	33,919	33,730	33,433	33,011
内	15歳未満(人)	4,114	4,042	4,005	3,927	3,846
	割合(%)	12.0%	11.9%	11.9%	11.8%	11.7%
訳	15～64歳(人)	19,313	19,045	18,895	18,631	18,297
	割合(%)	56.4%	56.2%	56.0%	55.7%	55.4%
	65歳以上(人)	10,799	10,832	10,830	10,875	10,868
世 帯 数(世帯)		15,084	15,158	15,290	15,362	15,279
1世帯当たり人数(人)		2.27	2.24	2.21	2.18	2.16

※各年度の3月末日現在の数値(外国人を含む)

(資料: 境港市市民課)

② 境港市の自治会加入率の推移

境港市の世帯数は微増していますが、自治会加入世帯数は年々減少傾向で、自治会加入率は平成29年度が71.57%に対し、令和3年度には69.85%と7割を切っています。



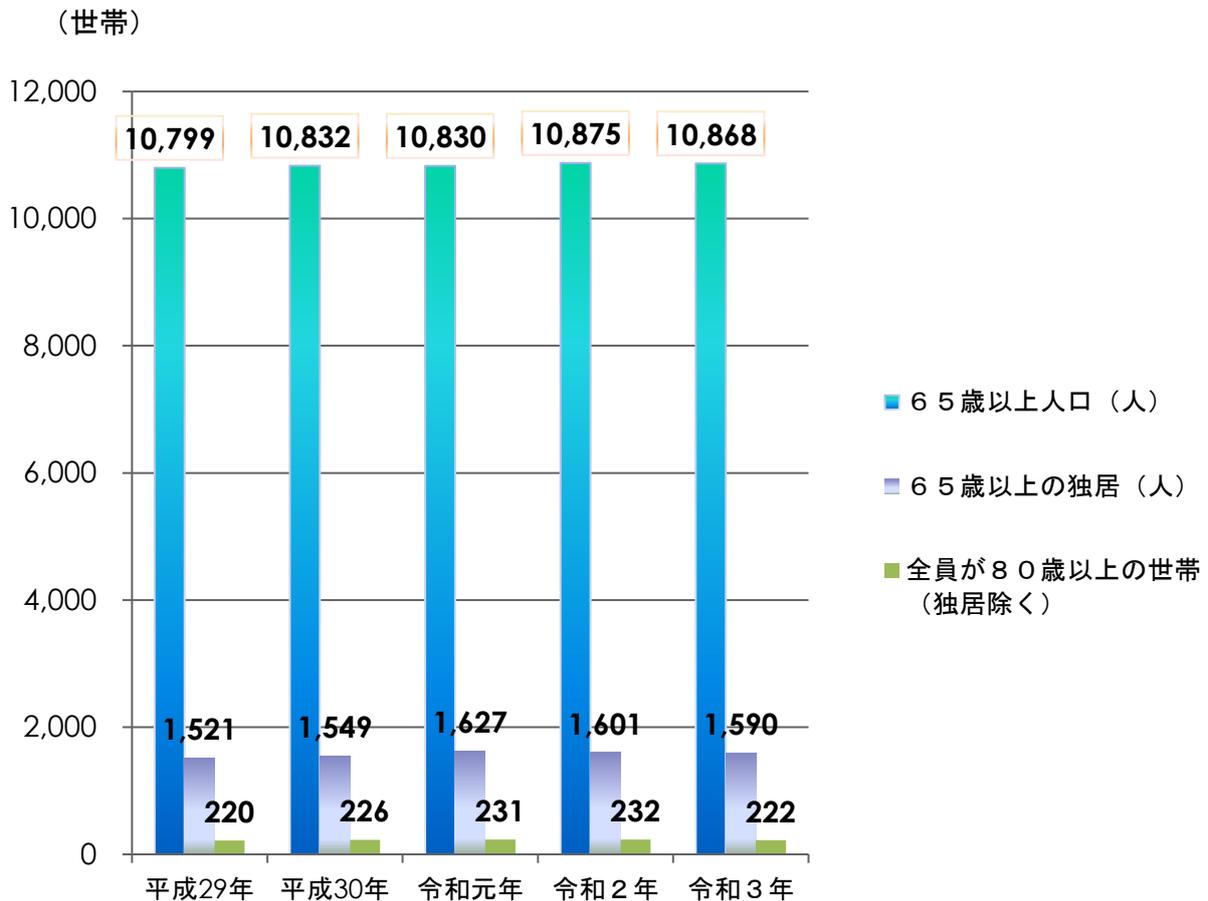
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自治会加入世帯	10,795	10,761	10,762	10,762	10,673
住民基本台帳の世帯	15,084	15,158	15,290	15,362	15,279
加入率	71.57%	70.99%	70.39%	70.06%	69.85%

(資料:自治防災課)

③ 高齢者の現状

(1) 一人暮らし高齢者、高齢者世帯の推移

高齢者人口が増加する中、高齢化率は年々上昇していますが、一人暮らし（独居）の高齢者、高齢者世帯（全員が80歳以上）については、微増減はあるものの概ね横ばいです。



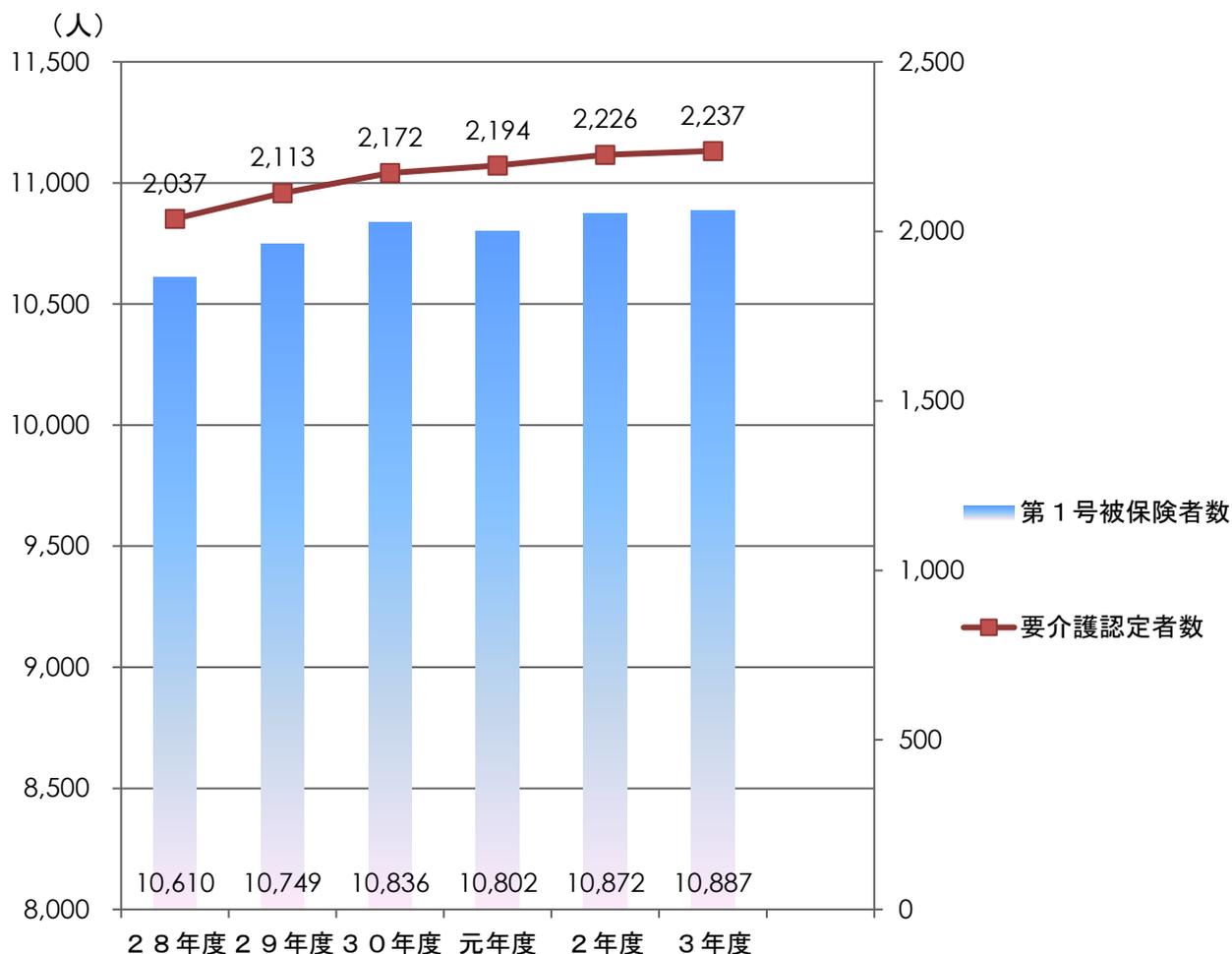
年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
65歳以上人口(人)	10,799	10,832	10,830	10,875	10,868
高齢化率(%)	31.6	31.9	32.1	32.5	32.9
65歳以上の独居(人)	1,521	1,549	1,627	1,601	1,590
全員が80歳以上の世帯 (独居除く)	220	226	231	232	222

※人口は住民基本台帳年度末(3月末現在)の数値。世帯状況は境港市高齢者実態調査による。

(資料:境港市長寿社会課)

(2) 介護保険制度における第1号被保険者、要介護認定者の推移

第1号被保険者数、要介護認定者とも増加傾向です。今後も要介護認定者の増加が予想され、介護予防を地域ぐるみで取り組む必要があります。



(単位:人)

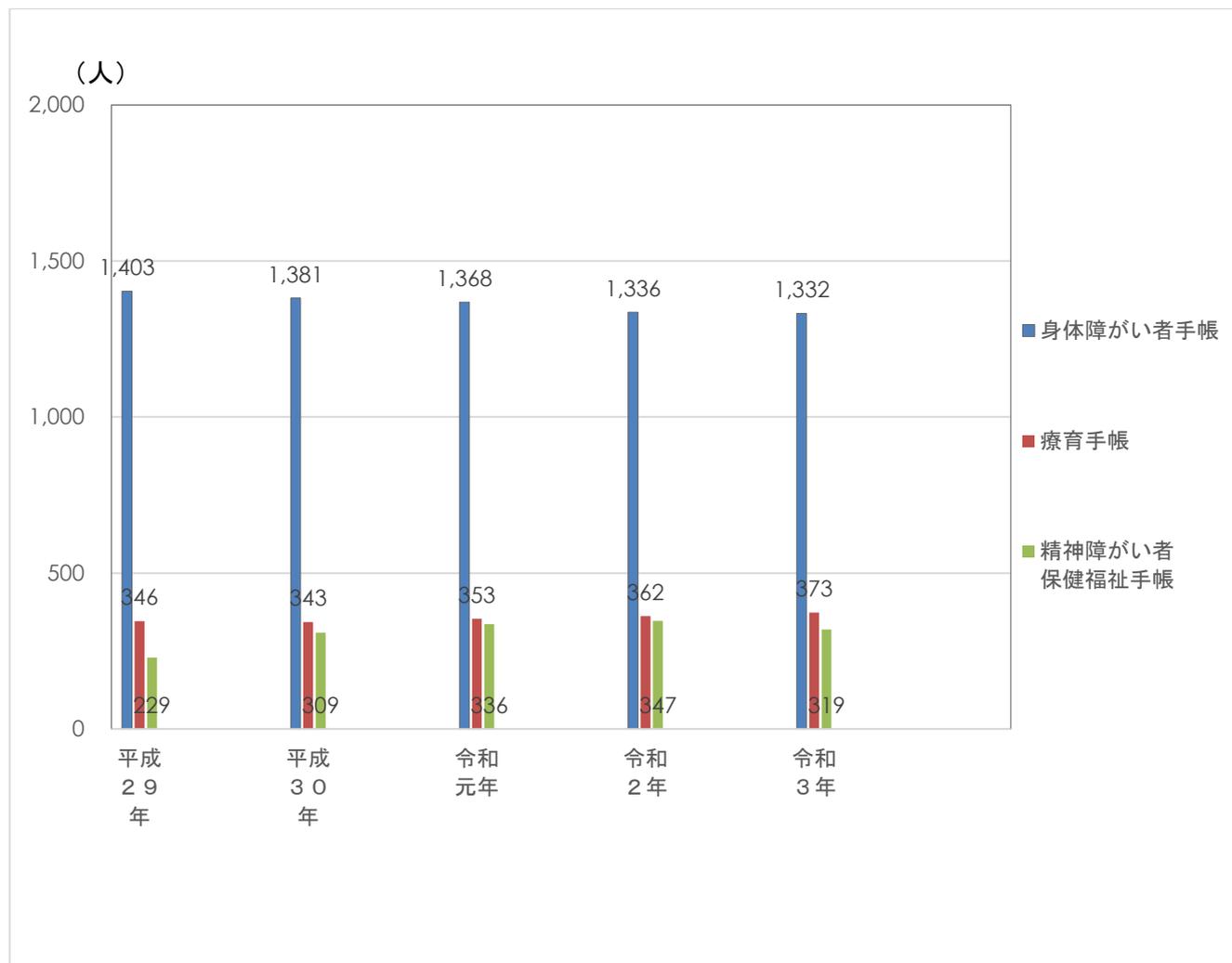
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
要支援1	206	249	304	364	395	411
要支援2	299	325	362	359	374	361
要介護1	405	412	420	400	396	410
要介護2	381	369	350	346	329	343
要介護3	253	269	264	277	270	277
要介護4	241	257	240	230	249	239
要介護5	252	232	232	218	213	196
合計	2,037	2,113	2,172	2,194	2,226	2,237
第1号被保険者数	10,610	10,749	10,836	10,802	10,872	10,887
要介護認定者の割合	19.2	19.7	20.0	20.3	20.5	20.5

※「介護保険事業報告」(各年度9月末)による。

④ 障がいのある人の状況

障がいのある人の推移

身体障害者手帳の保持者は減少傾向、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の保持者はともに増加傾向にあります。



(単位:人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
身体障がい者手帳	1,403	1,381	1,368	1,336	1,332
療育手帳	346	343	353	362	373
精神障がい者保健福祉手帳	229	309	336	347	319
合計	1,978	2,033	2,057	2,045	2,024

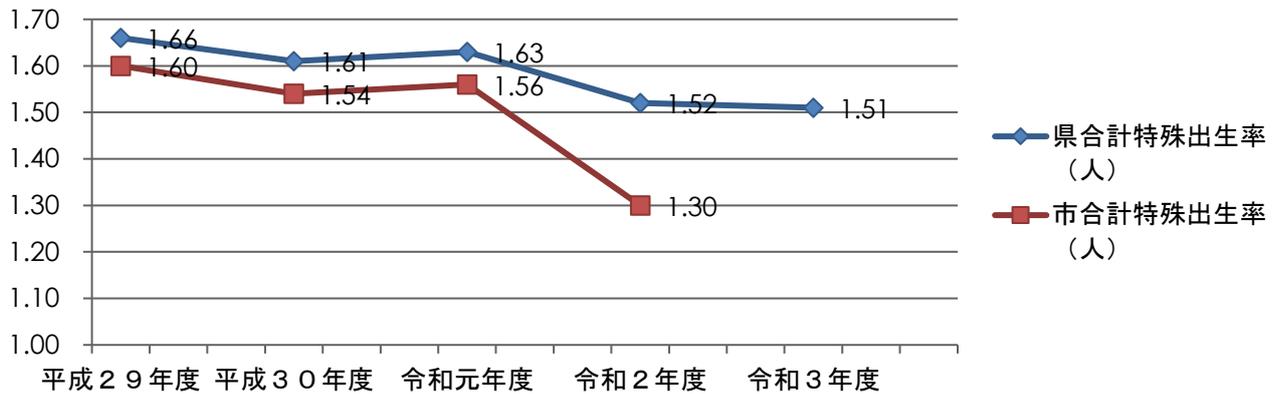
(資料:境港市福祉課)

⑤ 子どもの状況

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成17年度に過去最低の1.29でしたが、令和2年度は1.30で、県の水準を下回りました。令和2年度の合計特殊出生率は平成17年度の過去最低の数字と同等となっています。

(人)



年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県合計特殊出生率(人)	1.66	1.61	1.63	1.52	1.51
市合計特殊出生率(人)	1.60	1.54	1.56	1.30	-
実出生数(人)	245	227	221	191	199

(資料:鳥取県人口動態調査)

(2) 就学前児童数の推移

少子化の進行により、未就学児童数がこの5年間で大幅な減少傾向にあります。

(人)

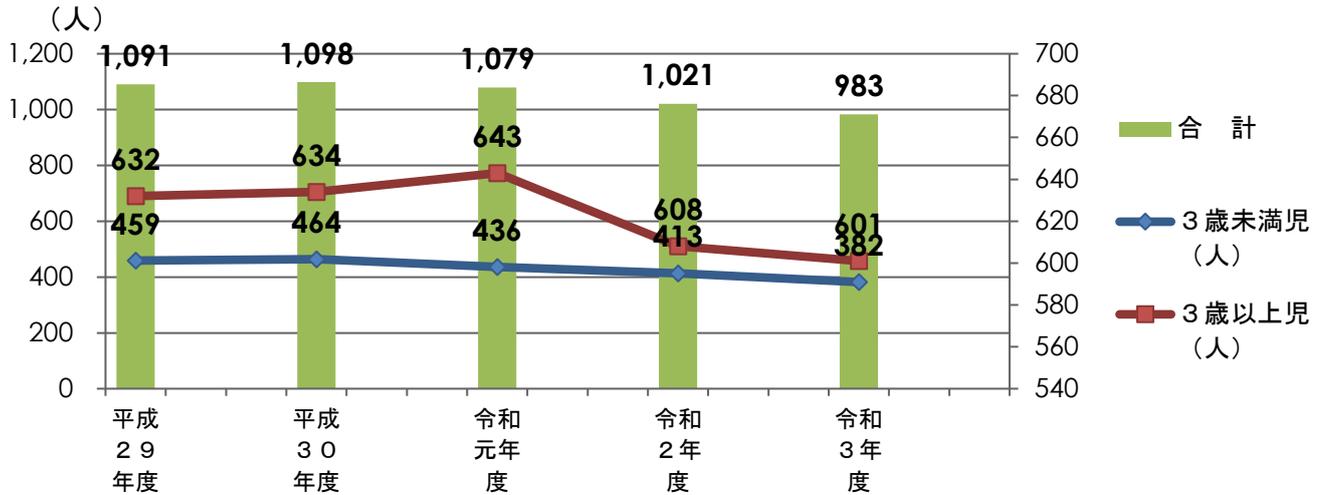


年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
未就学児童(人)	1,608	1,578	1,537	1,499	1,433

(資料:境港市子育て支援課)

(3) 保育園利用状況の推移

少子化の影響から、3歳以上児は令和元年度をピークに減少しています。3歳未満児（0歳～2歳）については、減少傾向で保育園利用割合は概ね横ばいです。

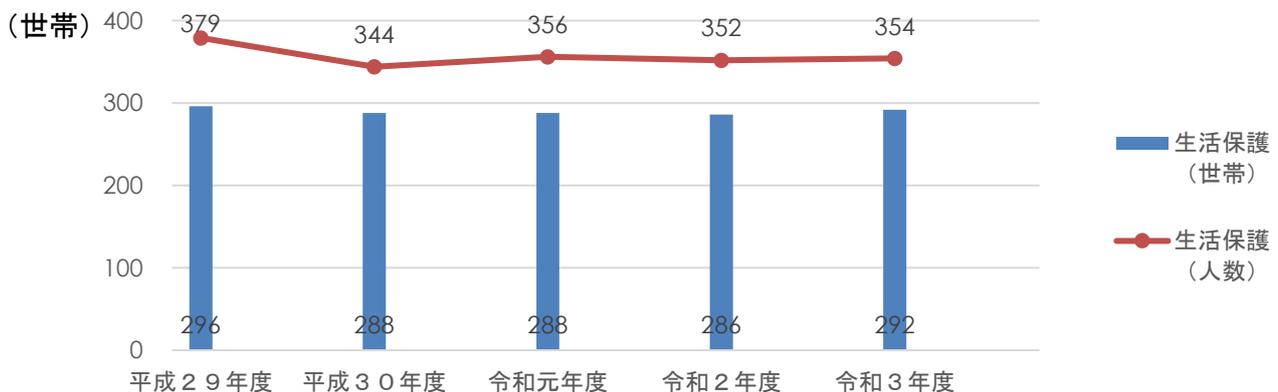


	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3歳未満児(人)	459	464	436	413	382
3歳以上児(人)	632	634	643	608	601
合計	1,091	1,098	1,079	1,021	983
3歳未満児の利用割合(%) (利用人数/住基人口)	59.1	61.2	60.6	58.7	58.3

※4月1日に市で認定している人数です(保育所、認定こども園)。(資料:境港市子育て支援課)
幼稚園に通園している人数は含まれていません。

㊦ 生活保護世帯の推移

生活保護世帯数は概ね横ばいで推移しています。傾向として高齢者の独居世帯が多くなっています。

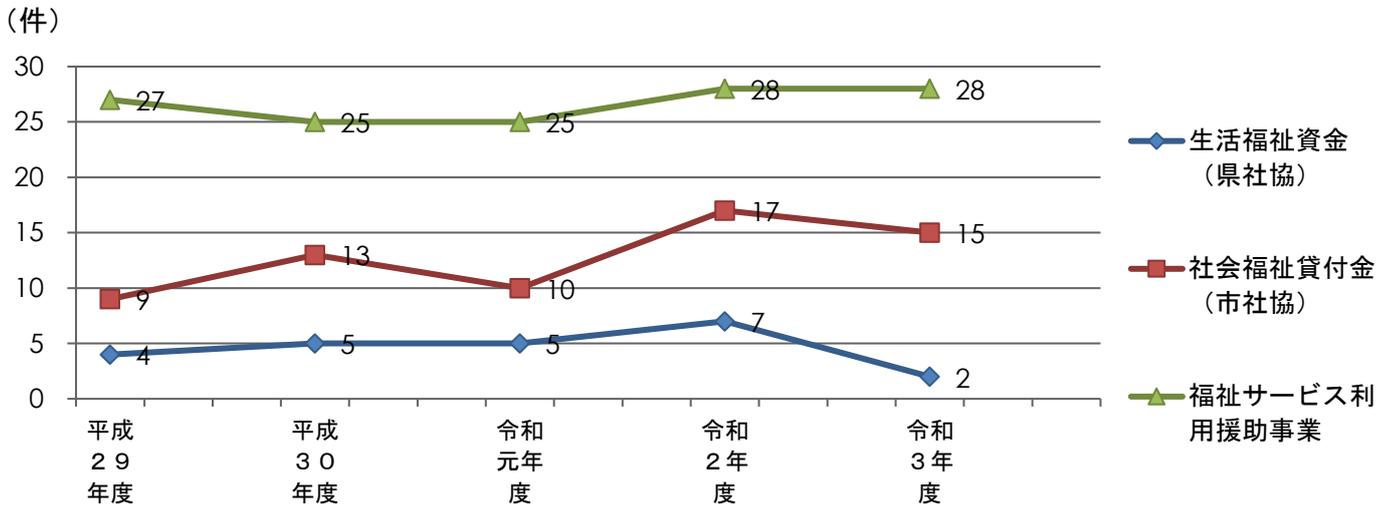


	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活保護(世帯)	296	288	288	286	292
生活保護(人数)	379	344	356	352	354

(資料:境港市福祉課)

⑦ 資金貸付事業及び福祉サービス利用援助事業の利用状況

生活福祉資金の貸付世帯は近年は減少傾向にあります。令和2年度は増加していますが、これはコロナ特例貸付による影響が大きいです。それに伴い、社会福祉貸付もコロナの影響で増加傾向です。また、金銭管理等を支援する福祉サービス利用者は概ね横ばいです。



① 生活福祉資金の貸し付け状況

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活福祉資金 (県社協)	4	5	5	7	2
社会福祉貸付金 (市社協)	9	13	10	17	15
福祉サービス利用援助事業	27	25	25	28	28

(資料: 境港市社会福祉協議会)

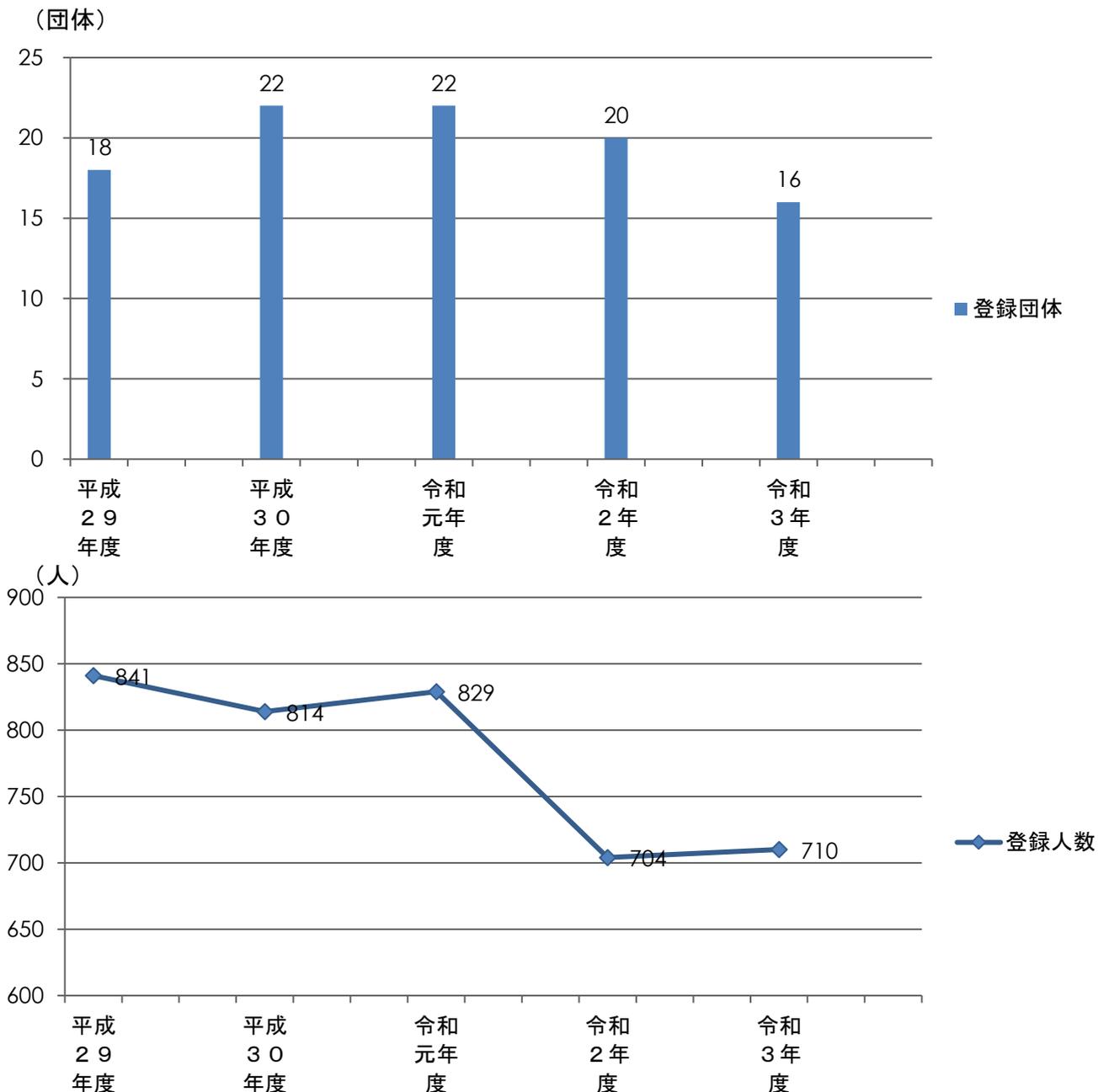
② 生活福祉資金特例貸付(新型コロナ関連)の貸し付け状況

件数(件)	令和2年度	令和3年度	金額(円)	令和2年度	令和3年度
緊急小口資金	123	60	緊急小口資金	20,490,000	10,020,000
総合支援資金	126	61	総合支援資金	68,000,000	30,570,000
総合支援資金(延長)	46	24	総合支援資金(延長)	24,450,000	12,750,000
総合支援資金(再貸付)	28	50	総合支援資金(再貸付)	15,600,000	26,900,000
合計	323	195	合計	128,540,000	80,240,000

⑧ ボランティア活動団体等登録数の推移 (ボランティア活動保険の加入)

地区社協、ボランティア団体、個人で地域の福祉活動を行う上で、ボランティア活動保険に加入しています。市内在住者に対しては加入時に、掛金の半額を助成し、福祉ボランティアの育成・支援を実施しています。

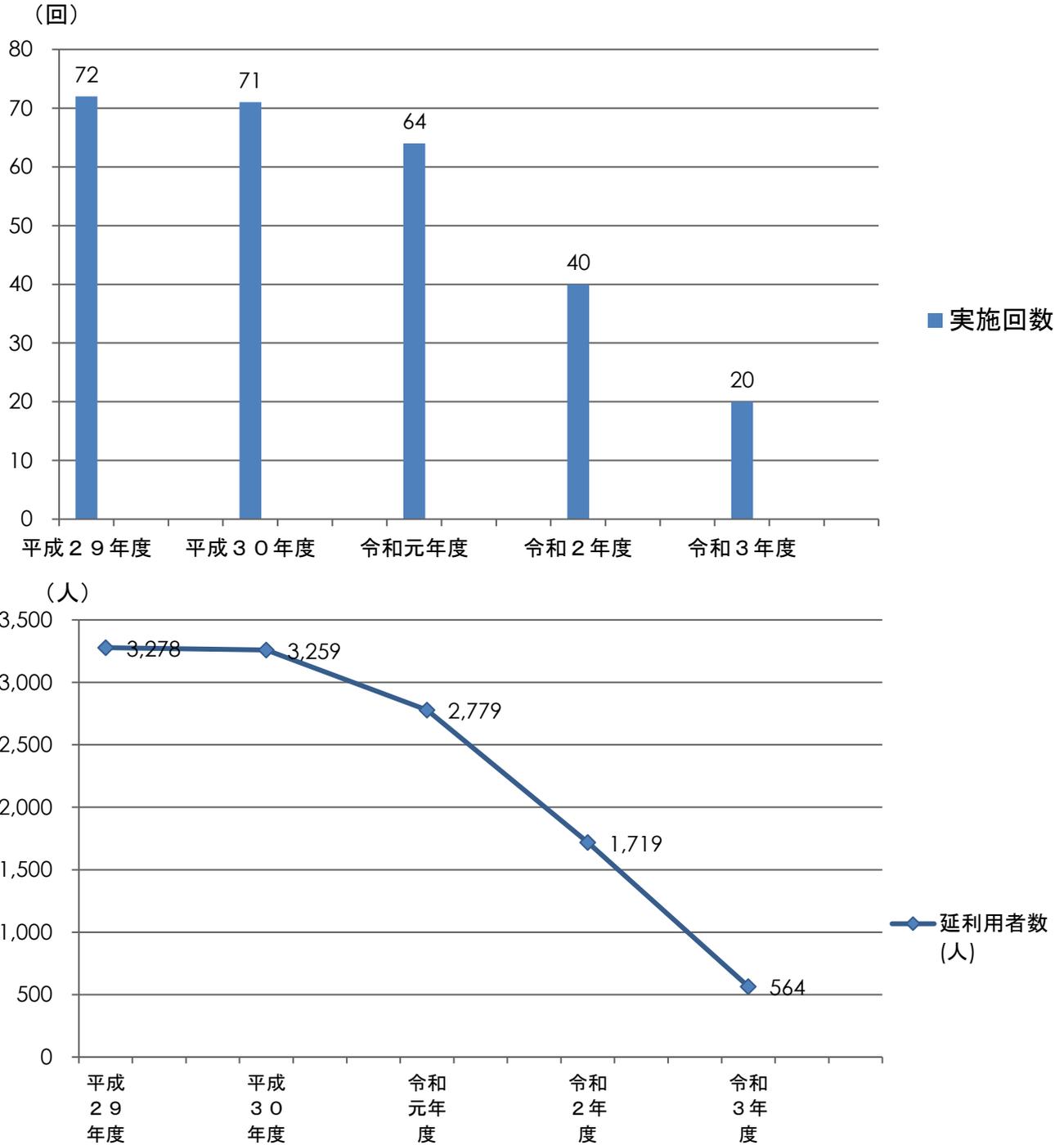
登録団体・人数は減少傾向にあり、新型コロナウイルスの行動制限の影響が大きく関わっていると思われます。



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録団体	18	22	22	20	16
登録人数	841	814	829	704	710

⑨ 一人暮らし高齢者等食事サービスの推移

食事サービスの対象者は、概ね75歳以上の一人暮らし高齢者、80歳以上の高齢者世帯であり、月1回程度実施しています。実施回数は全地区合わせて概ね年70回前後でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施回数・利用者数とも大幅減となっています。

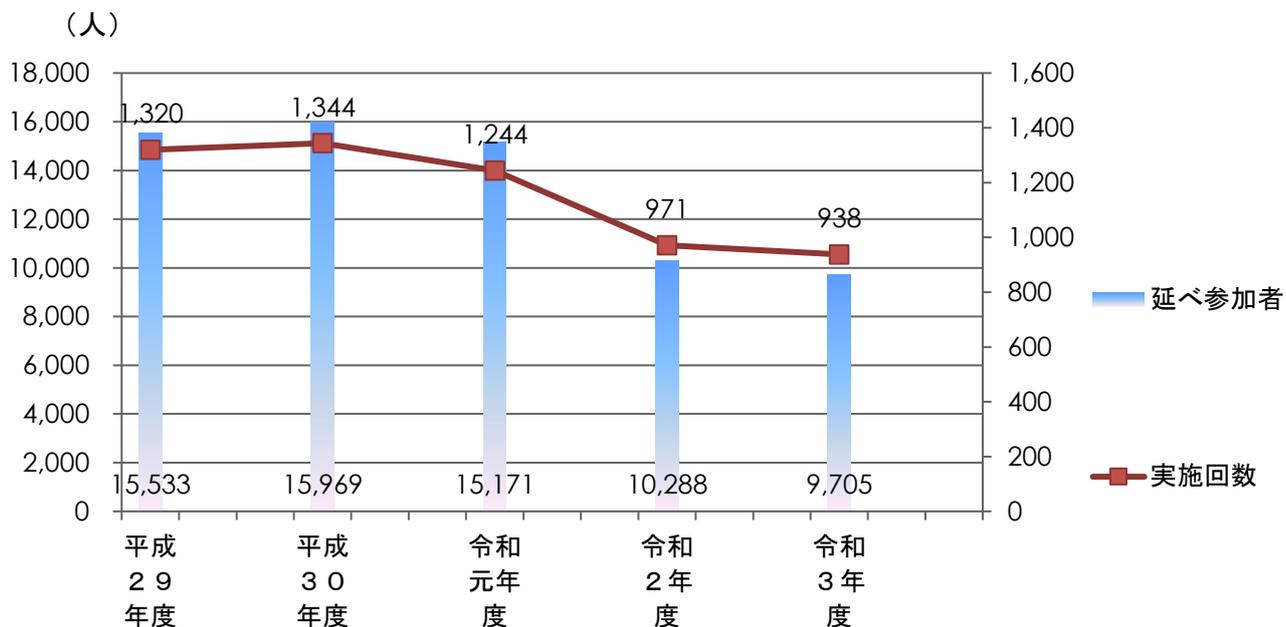


	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数(回)	72	71	64	40	20
延利用者数(人)	3,278	3,259	2,779	1,719	564

(資料:境港市社会福祉協議会)

⑩ 高齢者ふれあいの家の推移

高齢者ふれあいの家は、地区社会福祉協議会が公民館・地区会館等を利用し、援助員や地域のボランティアの協力により実施しています。年間実施回数は1,300前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施回数・参加者数とも減少しています。

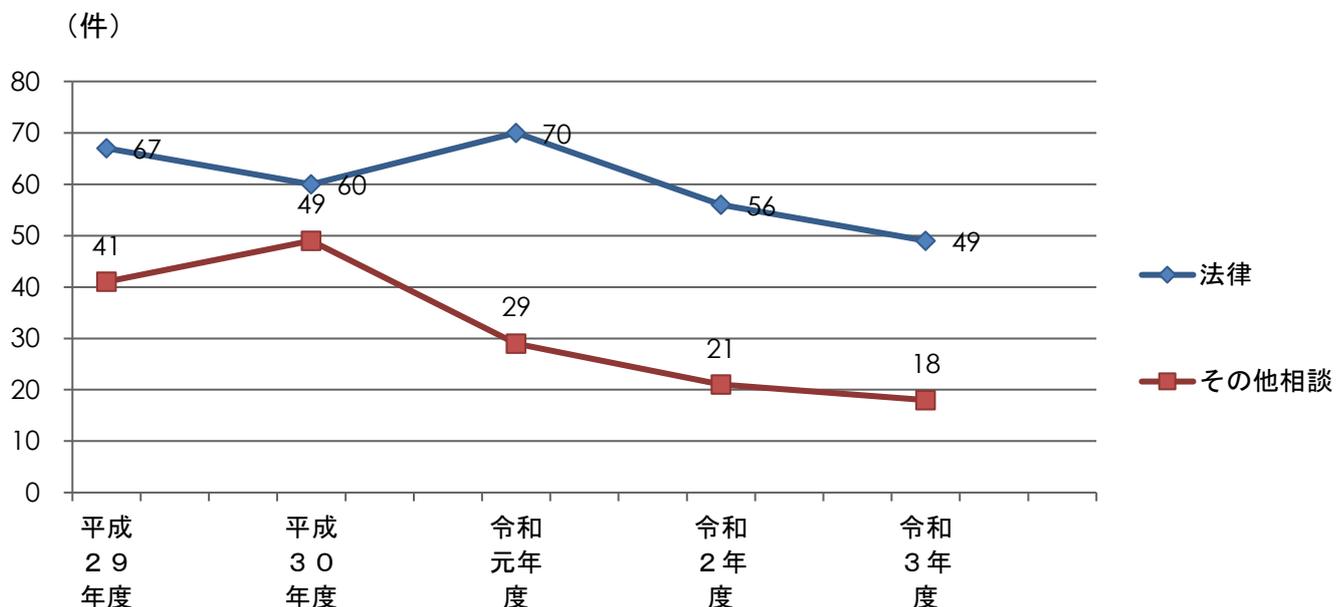


	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ参加者	15,533	15,969	15,171	10,288	9,705
実施回数	1,320	1,344	1,244	971	938

(資料:境港市長寿社会課)

⑪ ふれあい総合相談センター（相談分野別）の推移

ふれあい総合相談では、月2回の弁護士及び民生委員による法律相談、月1回の司法書士による法律相談を実施しています。そのほかに、社協職員による福祉相談を随時受け付けています。相談内容は、近年多様化・複雑化しています。



(単位:件)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法律		67	60	70	56	49
その他相談		41	49	29	21	18
内 訳	財産	52	38	55	46	34
	離婚	12	8	9	6	8
	人権	10	8	2	4	3
	その他	34	55	33	21	22
合計		108	109	99	77	67

(資料:境港市社会福祉協議会)

3. 地域福祉活動の課題

(1) 地域活動の活性化と顔の見える関係づくり

第4次計画を策定した平成30年以降も、少子高齢化、核家族化は進行し、この傾向は今後も続くことが見込まれます。一方、自治会の加入率は減少傾向にあり、近所付き合いのない人や地域の行事・町内会活動に参加していない人も増加しています。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、住民同士、顔の見えるお付き合いの阻害要因となり、地域活動においても制約となり人間関係の希薄化に拍車をかけました。

(2) 高齢者を地域で見守る環境づくり

地域の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の見守り活動が行政、地区社協、民児協、関係機関等で取り組まれています。しかし、本人のプライバシーの配慮や個人情報の共有等には法的にも難しさがあり、関係機関での連携をさらに進めるとともに、もっと身近なご近所での相互信頼による見守り・支え合う環境づくりが必要です。

(3) 障がい者等が地域で安心して暮らすことのできる社会づくり

障がいの有無に関係なく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、様々な支援について、充実を図ることが必要です。

市内で安心して暮らせるよう、相談支援事業、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の活用など、相談・支援の体制づくりにあわせ障がいのある方とない方がともに交流し、ふれあう機会を提供し、障がい者への理解促進をはかることが大切です。

(4) 子育てを支援するための支援の充実と職場等の理解促進

市内の就学前児童数は減少傾向にあります。引き続き、子育てしやすい環境、仕事と育児を両立しやすい環境づくりを進めていく必要があります。そのためには、社会全体で子育てを支援するという意識を、職場や地域で共有することが大切です。

(5) 防災に対する地域での連携や組織体制の確立

近年、全国各地で大規模災害が発生し、大きな被害がもたらされています。市内の自治会を中心に自主防災組織の結成が進み、それぞれの組織において災害時を想定した避難訓練なども行われています。今後も「支え合いマップ」づくり等により地域住民が絆を強め、要支援者を見守り・支え合う体制を確立・維持していくことが大切であり、また「災害ボランティアセンター」についても、いざというときに機能するよう訓練等重ねていく必要があります。

(6) 地域福祉の担い手やボランティアの確保・育成と市民への普及啓発

今後ますます、地域での支え合い・見守り活動の推進が必要となるなか、近年、地域において福祉活動を牽引する世話役や援助員が固定化、高齢化するなど、活動の担い手の確保が困難な状況が続いています。

地域福祉に関するイベントや研修会などにより、市民や小学生・中高生への福祉意識の向上やボランティア活動に対する普及啓発に取り組み、地域福祉を支える人材の育成・確保が必要です。

第3章 地域福祉活動計画

1. 基本理念

地域住民一人ひとり、高齢者や障がいのある人、子どもまですべての人たちが住み慣れた地域で、安心して暮らしていくことのできるまちづくりを進めるためには、公的な福祉サービスと協働しながら地域のあらゆる市民が役割を持ち、互いに思いやり、助け合い、支え合う地域福祉の推進が必要です。

『 助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち 』

を基本理念をとして、社会福祉関係者、ボランティアに加え地域住民の主体的なまちづくりへの参画により、誰もが自分らしく、誇りをもって地域の一員として自立した生活ができる社会の構築を目指します。

2. 基本目標

基本理念を実現するために、次の3つを基本目標として定め、着実に諸事業に取り組み地域福祉の進展を図ります。

基本目標1 だれもが安心できる福祉サービス

地域で支援を必要とする住民が、適切な福祉サービスを安心して利用できる相談・支援活動を推進します。現在実施している「ふれあい総合相談事業」を引き続き実施します。複雑化・多様化する様々な相談に対し、相談者に寄り添いながら課題の解決・負担軽減等に向け、関係機関との連携、情報共有を図ります。

一人暮らし高齢者や認知症、障がいをお持ちの方への「福祉サービス利用援助事業」や「障がい者相談支援事業」、権利擁護を含んだ専門的な支援の「成年後見事業」により、福祉サービスの充実に努めます。

生活困窮者の自立に向け、資金援助や食糧等現物給付など、社協独自のサービスを組み合わせ、困窮状態からの早期自立を支援するとともに新型コロナウイルス特例貸付のフォローアップ支援にも継続的に取り組みます。

また、介護予防のための身体機能の維持を目的とした「介護予防筋力向上トレーニング事業」、要支援の方を対象に生活機能の維持・改善を目的とした「介護予防・通所型サービス」を開催し、高齢者の健康寿命の延伸を目指します。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた地域の中でだれもが安心して暮らしていくための、小地域活動を地区社会福祉協議会や民生児童委員協議会、自治会、行政機関と連携して取り組むとともに、地域住民による日常の見守り等のネットワークづくりや、災害時の避難行動の支援など生活支援体制の整備を進めるとともに、地域コミュニティの活性化、住民どうしの顔の見える関係づくりを推進します。

また、高齢者・障がい者団体の育成や子育て環境の改善に繋がる支援事業を継続し、福祉団体等のレクリエーション活動に資する福祉バスの運行も引き続き実施します。

支援が必要な人に向けた、当社協が実施する各サービスについて周知を図るとともに、行政をはじめ団体等が提供するサービスについても正確な内容の把握に努め、制度が有効に支援に繋がるよう情報の共有・連携を強化します。

基本目標3 地域福祉を推進する人づくり

少子高齢化が進展していく中、地域での福祉活動や見守りを担う人材の高齢化が各地区共通の課題となっています。社会福祉関係者、ボランティアだけでなく地域のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たし、連携・協働する体制の構築が必要となっています。

住民の地域福祉に関する理解と関心を深め、子どもからお年寄りまで幅広い年代が、それぞれ出来る範囲で地域福祉の担い手として活動していくために、小学生の時から、地域の中で地域住民や地域と共に生きる体験や学校での福祉教育、福祉施設での体験実習などの「福祉の心」を育てる事業を実施します。また、異世代間の交流をはじめ、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者との交流など様々な交流の機会の提供に努めます。

境港市ボランティアセンターの設置主体として、人材の養成や確保に向けて、ボランティア講座や研修会の開催、企業への働きかけになど地域福祉を担う人づくりに取り組みます。

第5次境港市地域福祉活動計画 体系図

＜基本理念＞	＜基本目標＞	＜基本計画＞	＜実施計画＞
助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち	1 だれもが 安心して サービス できる	<ul style="list-style-type: none"> (1) ふれあい総合相談センター事業の推進 (2) 福祉サービスを利用するための相談支援体制の充実 (3) 生活支援活動(資金貸付事業)の推進 (4) 高齢者の運動習慣・体力維持(介護予防)の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①心配ごと相談 ②法律相談 ③福祉相談 ①福祉サービス利用援助事業 ②成年後見事業 ③障がい者相談支援事業 ①生活福祉資金貸付の実施 ②社会福祉資金(生活緊急小口資金)貸付の実施 ③生活困窮者自立支援事業 ④新型コロナウイルス特例貸付のフォローアップ支援 ①介護予防筋力向上トレーニング事業 ②介護予防・通所型サービス事業
	2 安心して暮らせる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小地域福祉活動の推進 (2) 地域での見守り・支え合い活動の推進 (3) 高齢者・障がい者関係団体等の活動支援 (4) 子育て環境の整備促進と子育て事業への支援 (5) 地区社協との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者ふれあいの家事業の支援 ②食事サービス事業の支援 ③社協職員の地区担当制 ①自治会との連携による生活支援体制整備事業 ②移動販売車等による買物支援 ③ふれあいいきいきサロンの支援 ④民生児童委員協議会との連携 ⑤地域包括支援センターとの連携 ①高齢者・障がい者団体等の育成支援 ②福祉バス運行事業 ①ファミリーサポートセンター事業助成 ②保育園・幼稚園への児童図書贈呈 ①地区社協会長連絡会の開催 ②地区社協活動費の助成 ③共同募金の配分 ④高齢者食事サービスの助成 ⑤敬老会事業の開催
	3 地域福祉を推進する	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉意識の醸成・啓発と福祉に関する情報発信 (2) ボランティア活動の推進と福祉人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ①学校での福祉教育の推進 ②福祉現場の体験機会の提供 ③地域での福祉教育の推進 ④市社協事業や関連福祉行事等の情報提供と啓発 ①ボランティアの研修会開催 ②ボランティア保険加入支援 ③境港市ボランティアセンターの運営 ④介護支援ボランティアの推進 ⑤災害時のボランティア活動の推進

※実施計画の詳細については、次の「4. 実施計画」に掲載しています。

4. 実施計画

基本目標1 だれもが安心できる福祉サービス

基本計画（1）ふれあい総合相談センター事業の推進

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
①心配ごと相談	司法書士による心配ごと相談を実施します。 (毎月1回 実施)	▶				
②法律相談	弁護士・民生委員による法律に関する相談を実施します。 (毎月 2回実施)	▶				
③福祉相談	社協職員による福祉に関する相談を実施します。 (電話等により随時実施)	▶				

基本計画（2）福祉サービスを利用するための相談・支援体制の充実

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
①福祉サービス利用援助事業	日常生活に不安を抱えている高齢者や障がい者に、福祉サービスの利用の援助・金銭管理を支援します。 (個別の支援計画に基づき実施)	▶				
②成年後見事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方を対象に、財産管理や身上監護など包括的な援助により、生活全般の権利擁護を行います。 (「権利擁護ネットワークほうき」にて実施)	▶				
③障がい者相談支援事業	身体・知的・精神等障がいのある児者を対象に、本人及び家族からの相談に対し、必要な福祉サービスや社会資源の利用調整を行い、生活全般を支援するサービス等利用計画を作成します。	▶				

基本計画（3）生活支援活動（資金貸付事業等）の推進

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
①生活福祉資金貸付	高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯に対して、必要な情報の提供と相談・支援を行い、世帯の経済的自立と生活安定を図るため資金貸付を実施します。	▶				
②社会福祉資金（生活緊急小口資金）貸付	一時的に生活困窮状態になった世帯に対して、福祉事務所と連携し、生活費のつなぎ資金として無利子の資金貸付を実施します。	▶				
③生活困窮者自立支援事業	生活困窮状態の方に対して、個々の状況にあったプランを作成し、早期の自立に向けて支援を行います。 （法律に基づく自立相談支援のほか、現物支給制度、緊急食糧援助（フードエイド）事業、中高生の制服リユース事業などの独自支援を実施）	▶				
④新型コロナウイルス特例資金貸付のフォローアップ支援	新型コロナウイルス特例資金貸付の借受世帯に伴走型の相談・支援を実施します。	▶				

基本計画（4）高齢者の運動習慣・体力維持（介護予防）の推進

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
①介護予防筋力向上トレーニング事業	高齢者の介護予防のため、健康運動指導士による体操トレーニングや口腔ケア指導を行います。 （週1回火曜日に実施）	▶				
②介護予防・通所型サービス事業	要支援1，2の状態にある方に対して、いつまでも在宅で自立した生活が継続できるよう、体操・脳トレなどによる介護予防のサービスを提供します。 （週1回金曜日に実施）	▶				

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本計画（1）小地域福祉活動の推進

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
①高齢者ふれあいの家事業の支援	高齢者ふれあいの家事業に携わる援助員・ボランティアの方にレクリエーション講座等を開催し、活動の充実や活性化を図ります。					
②高齢者食事サービス事業の支援	高齢者食事サービスを実施するとともに、携わっている調理員や福祉協力員に献立研修会などを開催し、活動の充実や活性化を図ります。					
③社協職員の地区担当制	地域と密着した福祉活動を行うため、各地域（7小学校区）ごとに社協職員の地区担当を設け、地区社協・地区民児協との連携強化を図り、地域の福祉課題の解決や福祉サービスの充実を促進します。					

基本計画（2）地域での見守り・支え合い活動の推進

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
①自治会との連携による生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが出向き、自治会等との協働により地域における生活支援の担い手の育成・発掘や地域資源の開発、ネットワーク化など地域の生活支援体制の整備を推進します。					
②移動販売車等による買物支援	定期的な移動販売車の訪問などによる高齢者等の買物支援の導入を進めます。					
③ふれあい・いきいきサロンの支援	地域で自宅、空き家、会館等を活用して、子どもからお年寄りまでが集えるサロンの設立などを支援します。					
④民生児童委員協議会との連携	民生児童委員協議会と連携し、小地域福祉活動、高齢者等の安否確認等、地域に密着した福祉活動を推進します。					
⑤地域包括支援センターとの連携	市地域包括支援センターと連携し、地域の見守りが必要な方の情報共有や認知症予防の各種共催事業の実施等、高齢者の介護予防に関連した活動を推進します。					

基本計画（3）高齢者・障がい者関係団体等の活動支援

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
① 高齢者・障がい者団体等の育成支援	高齢者・障がい者団体等の事務局担当の職員を配置し、各団体の組織の強化と育成を支援します。 (ことぶきクラブ連合会ほか5団体)					
②福祉バス運行事業	福祉バスを運行し、福祉団体及び社協活動に賛同いただく地域の団体の研修・交流活動を支援します。					

基本計画（４）子育て環境の整備促進と子育て事業への支援

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
①ファミリーサポートセンター事業助成	ファミリーサポートセンターの利用者に対して、育児サポート利用券により、利用料の半額助成を行います。	▶				
②保育園・幼稚園への児童図書贈呈	子どもの健全育成を図るため、市内の保育園と幼稚園に児童図書を贈呈します。 (平成16年度～)	▶				

基本計画（５）地区社協との連携

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
① 地区社協会長連絡会の開催	定期的（月1回）に連絡会を開催し、市社協との連携、地区社協間の情報の共有化を図り、地域福祉活動の活性化を促進します。	▶				
② 地区社協活動費の助成	地区社協が行う地域福祉活動や独自事業の実施のための活動費の助成により、地域福祉の推進を支援します。	▶				
③ 共同募金の配分	地区社協の独自事業の実施のために、共同募金の実績に応じて配分するとともに、共同募金の普及に努めます。 (赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金)	▶				
④ 高齢者食事サービスの助成	地区社協が実施する高齢者食事サービス事業へ助成します。	▶				
⑤ 敬老会事業の開催	敬老会を地区社協との協働により開催し、高齢者の長寿をお祝いします。	▶				

基本目標3 地域福祉を推進する人づくり

基本計画（1）福祉意識の醸成・啓発と福祉に関する情報発信

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
①学校での福祉教育の推進	小学校・中学校での福祉学習や高校の福祉学科における、車いす体験・高齢者疑似体験などの実施について学校と協働して取り組みます。					
②福祉現場の体験機会の提供	高校生が福祉施設でのボランティア活動を通して、福祉について理解を深めることができるよう、福祉現場を体験する機会を提供します。					
③地域での福祉教育の推進	各種福祉イベントを関係福祉団体、学校、当事者団体と連携して開催し、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等への理解を深め、地域の福祉意識の向上を図ります。 (ふれあいパラスポーツ体験会、夢みなと子どもまつりの開催)					
④市社協事業や関連福祉行事等の情報提供と啓発	広報紙「こだま」を毎月発行し、市社協や地域福祉の情報を市民にお知らせし、社協活動や地域福祉活動への理解を深めます。 (同時に音訳テープの配布) ホームページを活用して、よりタイムリーな情報発信を行います。 社協の各種事業の紹介用パンフレットを作成します。					

基本計画（２）ボランティア活動の推進と福祉人材の育成

実施計画	実施内容	実施年度				
		5	6	7	8	9
①ボランティアの研修会開催	ボランティア活動へのきっかけづくりや障がい者について、正しい知識と理解の普及を図ることを目的に、各種の研修会を開催します。 (入門講座・手話講座ほか)	▶				
②ボランティア保険加入支援	ボランティア活動に参加される方を対象とした損害賠償保険の保険料助成を行い、ボランティア活動を支援します。	▶				
③ 境港市ボランティアセンターの運営	ボランティアセンターの運営手法等の視察研修、調査・研究を行い、市民のボランティア活動の普及を図ります。	▶				
④ 介護支援ボランティアの推進	介護支援ボランティア制度の周知を図るために、様々な機会を活用しPRに努めます。	▶				
⑤ 災害時のボランティア活動の推進	ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改訂版を策定するとともに、職員研修を継続して行います。	▶				

【資料編】

第5次境港市地域福祉活動計画策定委員名簿

氏 名	所 属	社協役職
◎柏木香寿子	境港市民生児童委員協議会長（上道地区民協会長）	理 事
○小林 豊	誠道地区社協社会福祉協議会長	理 事
松本 幸永	渡地区社協社会福祉協議会長	理 事
山田 哲男	境港市自治連合会長（境地区自治連会長）	理 事
松本 修司	境港市民生児童委員協議会副会長（渡地区民協会長）	理 事
荒井 祐二	社会福祉法人こうほうえん（法人本部監事）	理 事
川口 昭一	境港市ことぶきクラブ連合会（会長）	理 事
足立 勝美	中浜地区社会福祉協議会長	評議員
古徳 寧	外江地区自治連合会長	評議員
佐藤日出子	境港市障がい児（者）育成会（副会長）	評議員
清水美和子	社会福祉法人しらゆり会（光洋の里施設長）	評議員
早川 輝彦	境港市公民館連絡協議会（渡公民館長）	評議員
池淵美津子	朗読ボランティアなぎさ会（代表）	評議員
山根 幸裕	境港市福祉保健部福祉課（課長）	評議員

◎委員長 ○副委員長

地域福祉活動計画策定委員（区分別）

1. 各地区社協	3名
2. 自治連合会	2
3. 民生児童委員	2
4. 福祉施設	2
5. 福祉団体	1
6. 行政	1
7. 老人クラブ連合会	1
8. 学校・教育関係者	1
9. 社会福祉奉仕者	1
計	14名

○境港市地域福祉活動計画策定委員会の開催

開催日及び場所	内 容
第1回委員会 令和4年11月30日 「浜の里」 集会室	(1) 委員長及び副委員長の選出 (2) 第4次活動計画の総括について (3) 第5次活動計画のスケジュール等について
第2回委員会 令和5年 2月28日 「浜の里」 集会室	(1) 第5次活動計画（素案）の策定について
第3回委員会 令和5年 3月29日 「浜の里」 集会室	(1) パブリックコメントの結果報告について (2) 第5次活動計画の最終案の取りまとめ

○福祉ワークショップの開催

開催日	実施時間	開催地区・場所	参加者数
令和4年11月14日	19:30～ 21:00	渡地区 渡公民館	11名
令和4年11月 8日	19:30～ 21:00	外江地区 外江公民館	9名
令和4年11月 7日	19:30～ 21:00	境地区 境公民館	16名
令和4年11月 9日	19:30～ 21:00	上道地区 上道公民館	16名
令和4年11月22日	19:30～ 21:00	余子地区 余子公民館	5名
令和4年11月20日	9:00～ 10:30	誠道地区 誠道公民館	14名
令和4年10月25日	19:30～ 21:00	中浜地区 中浜公民館	15名

○パブリックコメントの実施

実施期間：令和5年3月6日～3月20日

実施場所：市社協窓口

各公民館、浜の里（境港市老人福祉センター）

市役所（福祉課）

市社協ホームページ

福祉ワークショップ 主な意見

【高齢者福祉】

- 個人情報やプライバシーの問題があり、介入したくてもどこまで介入してよいかわからない。(多数)
- 今の時代は65歳でも仕事をしている人が多いため、「高齢者」と呼ぶのは早いのではないか。70歳からでよいのではないか。(多数)
- ふれあいの家援助員の年齢が上がっているが、代わりがないのでやめられない。
- 高齢者のみの世帯が増えてきた。周辺住民とも付き合いが無く、自治会にも入っていない場合が多く、お亡くなりになっても自治会が知らないことがある。
- 健康寿命を延ばすためには、食事や体を動かすだけでなく、会話や外出の機会を提供するべきと思う。

【障がい者福祉】

障がい者とのかかわりについて

- 障がいのある人が身近にいないため、かかわりがない。
(身近にいない。見た目で分からない)
- どのように接して良いか、対応の仕方がわからない。(知識がない)
- 交流や関わる機会があると良いと思う。• 啓発が必要。

地域での生活について

- 地区では把握ができない。(自治会に入っていない世帯が増えた)
- 地域に心配な世帯がある。• 気になるが関わり方が難しい。
- 独自の取り組みをしている地区もある(見守り等)

相談や支援について

- 相談先がわからない。(相談先を知らない。知りたい。)
- 個人情報の問題。(情報の把握が困難。共有することに抵抗がある)

災害時等の対応について

- 要支援者名簿について
(名簿があるから問題ない。名簿だけでは不安。活用されていない。)
- 災害時の対応を具体的に考えないといけない。

その他

- 家族によっては関わりを拒む等、難しい家庭もある。
- 地区内の福祉施設と交流がある。

【児童福祉】

- 少子化の影響で子どもがいない。子どもの遊び場がない。
- 子どもへの支援が重要であるが、コロナ禍の影響もあり子ども会の行事も減っている。PTA と自治会などの連携により異世代の交流を持つことが地域で見守りをする上で重要。
- 公民館や子供食堂など子どもの居場所作り、その為の人材確保や地域の理解も必要。
- 虐待やひとり親家庭の貧困問題、ヤングケアラーの問題など地域で気づいていくことも必要。手が届いていない世帯もあるのではないか。
- 個人情報の問題もあり、どのように関わっていけるのか分からない。学校との連携も必要。
- 見守り隊の活動は充実している地区もあるが、なり手不足の問題もある。
- コミュニティスクールの活動が広がっている。
- 共働きの世帯も多くなっており、学童の充実も必要。
- スマホの正しい使い方などの教育。

【その他】

- ごみ問題（回収方法及び不法投棄）、空き家増加等の「地域」に関する課題
- ふれあいの家（高齢者の居場所づくり）、子ども食堂（子どもの居場所づくり）等の地域活動事業
- 若年世代の市外流出、核家族化等アパート入居に伴う自治会加入率の低下、地域組織の高齢化、担い手不足等の課題
- 次世代の育成を含めた世代間交流（交代）について
- 防災無線が聞き取りづらく、他市の取組み導入の検討。
- コロナ禍による地域交流活動の減少、不便さの増加。
- 縦割りではない、風通しの良い組織づくり
- 障がいがあり、暴力、窃盗等の問題行動のある方との関わりについて
- 済生会病院の診療科減少による不便さの増加